

プロジェクト 収益認識に関する会計基準の開発

項目 第 86 回収益認識専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 86 回収益認識専門委員会（2017 年 11 月 13 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

公開草案に寄せられた主なコメントの概要

2. 代替的な取扱いを定めた項目については、一定の評価がなされていると考えられるが、新しい論点やこれまで検討したが定めを設けなかった項目に対してコメントが寄せられているため、代替的な取扱いを設けるか否か検討する必要があると考えられる。また、会計基準全体に対する重要性の記載に関するコメントが寄せられており、仮にこれに対応する場合には、コメントが寄せられた論点についても一定程度解決される可能性があるのではないか。
3. 新基準の導入を支持するコメントが多く寄せられたと理解しているが、個別財務諸表に関するコメントへの対応が気になるところである。
4. 寄せられたコメントについて、重要なテーマのものや表現の見直しに関するものなどが混在しているが、公開草案の表現に強い抵抗感ではなく、表現の見直しについては、別途事務局が対応を検討して、まとめて修正案を提案するとの進め方でよいのではないか。
5. 多くのコメントが寄せられている設例について十分に時間をかけて検討するため、表現の見直しについては、事務局が対応を検討して、まとめて修正案を提案して議論する方向性でよいのではないか。
6. 意見募集文書に対して意見が寄せられたが公開草案において対応されなかった論点について、再度コメントが寄せられているものがあり、そのような論点については、最終基準化の際に結論の背景やコメント対応表において丁寧な説明を行うことが必要ではないかと考えられる。

公開草案に寄せられたコメント

7. 寄せられたコメントをまとめる際の区分について、内容を確認したうえで再整理することがよいのではないか。

(質問1：開発にあたっての基本的な方針に関する質問)

8. 理解が困難な表現について、日本語としての表現の見直しは必要であると考えられ、事務局が修正案を検討していただくことでよいと考えられる。また、誤解に基づく意見を判別したうえで、個別項目に対する反対意見の取扱い、代替的な取扱いの追加及び明確化すべき点の抽出について、審議を通じて検討する必要があると考えられる。
9. 寄せられたコメントのとおり、ASBJによる教育文書の発行が可能であれば、関係者の理解の助けになり、一部の寄せられたコメントへの対応もできるため、検討する余地があるのではないか。
10. 基準開発において識別されたIFRS第15号における判断が困難な論点について、IFRS解釈指針委員会に提出することは可能か。

(質問2：適用範囲に関する質問)

11. 固定資産の売却については、販売用不動産や会計制度委員会報告第15号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」の対象となる不動産との関連も含め、適用範囲に関する議論の経緯を結論の背景に記載することで、寄せられたコメントへの対応となるものがあるのではないか。
12. 個別財務諸表においてIFRS第15号又はTopic 606における契約コストの定めに従った処理をすることは妨げられないとの会計基準案の記載は、個別財務諸表にIFRSを適用することができるという誤解を生じさせる可能性があるのではないか。

(質問3：会計処理に関する質問)

13. 質問3に寄せられたコメントについては、結論の背景の記載を充実させることで対応できるものが相応にあるのではないか。
14. 工事契約等に関して、内部統制の必要性に言及したコメントが寄せられているが、内部統制の論点は工事契約等に限られるものではなく、会計基準に記載する必要はないと考えられる。
15. 寄せられたコメントのとおり、工事契約等に関して、公開草案における「合理的な見積り」と企業会計基準第15号「工事契約に関する会計基準」(以下「工事契約会計基準」という。)における「信頼性をもった見積り」の閾値が、IFRS第15号と工事契約会計基準との基準間差異に該当する可能性があるという意見もあり、慎重な検討が必要と考えられる。また、工事契約等における内部統制への言及については、「信頼性をもった見積り」との関連で、併せて検討する必要があるのではないか。

16. ポイントに関連したコメントが多く寄せられており、会計基準の対象として、販売時に顧客に付与される自社ポイントに限定することなどが考えられるのではないかな。

(質問4：代替的な取扱いに関する質問)

17. 寄せられたコメントのとおり、代替的な取扱いの定めが IFRS 第 15 号の定めとの基準間差異であるとされる場合、IFRS を連結財務諸表に任意適用している企業において、日本基準を適用している子会社の財務諸表を連結する際に連結修正等の実務的な負担が生じる可能性があることが懸念されるのではないかな。
18. 日本基準の開発に際しては、多くの日本基準を適用している企業に与える影響を考慮して代替的な取扱いなどの検討を行うべきであり、IFRS を連結財務諸表に任意適用している企業は、個別財務諸表においても新基準により IFRS 第 15 号又は Topic 606 に沿った処理を行うことができるのではないかな。
19. 代替的な取扱いは、我が国における適用を円滑にするために日本基準として設けられるものであり、各企業の判断に基づき適用されるものであると考えられる。
20. IFRS を連結財務諸表に任意適用している企業において、その子会社が代替的な取扱いを適用する場合に、重要性にかかわらず、基準間差異として連結修正を求められることは適切ではなく、企業と監査人との間のコミュニケーションが重要となる可能性がある。

(質問7：設例に関する質問)

21. 我が国における有償支給取引については、支給先にリスクを移転しているものであり、設例を削除することも考えられるが、設例を充実させて、会計処理の解釈に資するポイントを明確化させることも考えられるのではないかな。
22. 例えば、コストオン取引に関する設例について、取引実態と異なるのではないかなとのコメントが寄せられており、設例は関係者の理解の助けになる一方、例示であるにもかかわらず規範性があると誤解される可能性も考えられるため、設例の追加の是非については慎重に検討する必要があると考えられる。

(質問8：その他)

23. 寄せられたコメントのとおり、工事契約等から損失が見込まれる場合の取扱いについて、工事契約会計基準の定めが引き継がれているが、工事損失引当金の認識単位が明確ではないと考えられるため、検討が必要であると考えられる。

以上